

施設・工作物・物件等設置許可申請について

1. 工作物の設置について

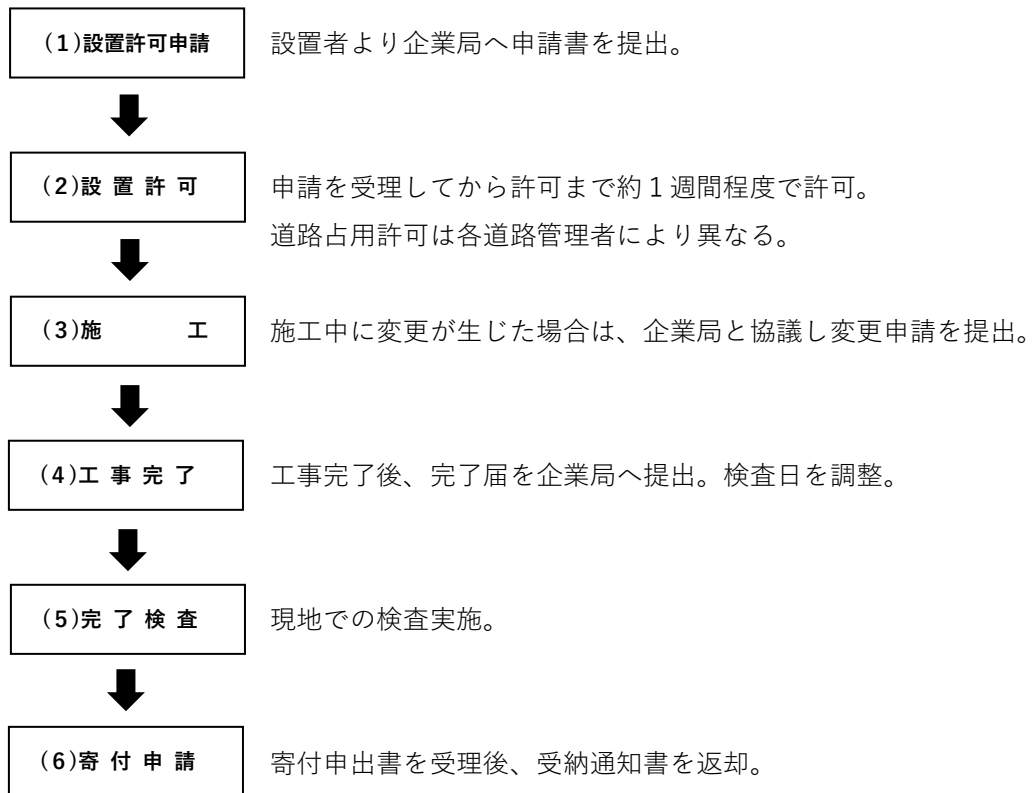
下水道法第 24 条第 1 項、同法第 29 条第 1 項及び荒尾市下水道条例第 16 条に規定されている施設又は工作物等（污水管・マンホール・取付管・公共柵等）を新たに設置する際は企業局へ申請が必要です。申請時における注意点について以下のことを確認し、確実に申請を行うこと。

2. 設計・施工について

設計及び施工に関しては、公益社団法人日本上下水道協会発刊の「下水道施設計画・設計指針と解説 2019 年度版」に準ずるものとする。その他記載のないものは企業局と協議すること。

3. 申請の流れ

申請事務に関するフローを以下のとおり示す。



※工作物設置における申請から許可までは約1週間程度としていますが、各道路管理者より道路占用許可が下りるまで時間を要する場合（特に国道・県道）があるため、工事期間を考慮し、申請を行うこと。

4. 提出資料について

申請手続きに係る必要書類は以下のとおりとする。各種様式・添付資料の必要部数については別紙チェックリストにより確認を行うこと。

<申請時>

○施設・工作物・物件等設置許可（変更）申請書

併せて下記の添付資料を提出すること。

位置図・・・・・・・・・・・・・・・・場所の特定が容易にできるように住宅地図等を利用すること。

平面・縦断図・・・・・・・・・・・・造成等により污水管を新設する場合は、縦断図を提出すること。

構造図・・・・・・・・・・・・・・・・マンホール、公共樹の構造図を添付すること。

道路掘削・復旧図・・・・・・・・道路占用を必要とする場合は、道路管理者との事前協議を行ない、協議済を証するものを添付すること。既存占用物が有る場合は必ず各占用企業者との事前協議を行うこと。（NTT、九電、ガス、水道等）

写真（着工前）・・・・・・・・・・着工前の写真に設置位置を表示すること。

字図・・・・・・・・・・・・・・・・法務局の14条地図等を提出すること。（コピー可）申請地に隣接する申請者の所有地がある場合は全て図示すること。（受益者負担金確認のため）

○公共（污水）ます設置要望書兼土地所有者承諾書

土地所有者、家屋所有者より事前の承諾が必要です。写真については完了時に全景と詳細を映したものを別紙で提出すること。

○道路占用許可申請書

国道・県道・市道・里道・水路に関しては、各管理者との事前協議（提出書類の内容、復旧方法、安全対策、その他占用物の確認等）を行うこと。ただし、国道・県道については担当者と共に事前協議を行うこと。

●協議先は下記のとおりとする。

国道・・・・・・・・・・・・・・・・・・国土交通省熊本河川国道事務所山鹿維持出張所

県道(国道 389 号含む)・・・・・・・・熊本県玉名地域振興局土木部維持管理調整課

市道・・・・・・・・・・・・・・・・・・荒尾市役所土木課維持管理係

里道、水路・・・・・・・・・・・・・・・・荒尾市役所土木課維持管理係

●資料及び提出部数については各管理者により異なるため事前に確認を行うこと。

国道・・・・・・・・・・・・・・・・・・電子申請のため必要書類をよりデータ(PDF 等)にて提出すること。

県道・・・・・・・・・・・・・・・・・・添付資料を作成し提出すること。

市道・・・・・・・・・・・・・・・・・・県道と同じ。

里道、水路・・・・・・・・・・・・・・・・県道と同じ。

○土地所有者承諾書

工作物の設置箇所が私有地の場合に提出すること。複数の所有者がいた場合、基本的にすべての者から承諾をもらうこと。

<工事前>

○道路工事着手届

添付資料として位置図提出。

<工事中(変更があった場合)>

申請時から変更が生じた場合は必ず企業局と協議すること。特に工法や工期の変更が生じた場合は速やかに変更申請を行うこと。

○施設・工作物・物件等設置許可(変更)申請書

添付資料は当初申請時と同じ。変更となった箇所を赤書きすること。

○道路占用変更申請書

添付資料は当初申請時と同じ。変更となった箇所を赤書きすること。

<完了時>

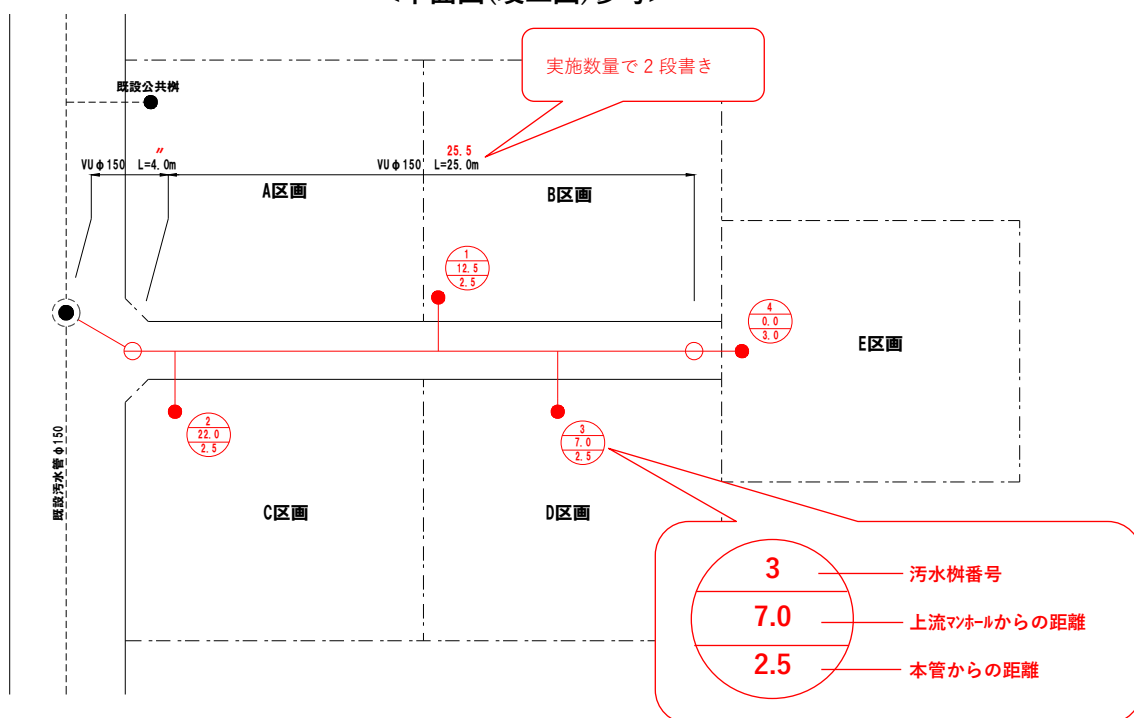
○施設・工作物・物件等設置完了届出書

併せて下記の添付資料を提出すること。

位置図・・・・・・・・・・・・・・・・場所の特定が容易にできるように住宅地図等を利用すること。

平面・縦断図（竣工図）・・・・・・・・実施数量を当初数量の上段に赤色にて2段書きすること。また、公共樹の設置位置については、下記の参考図を基に上流からの距離、本管からの位置を記入すること。

<平面図(竣工図)参考>



写真（着工前・竣工後・工事状況）・・・・着工前・竣工後写真、工事状況写真を提出すること。道路占用を申請した箇所については道路工事しゅん工届と併せて本復旧を含めた写真を別途提出すること。

写真（公共樹）・・・・・・・・公共樹はアップしたものと位置がわかるように全景を含めたもの撮影し、提出すること。

○寄付申出書

併せて下記の添付資料を提出すること。

位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・完了届出書と同じもの。

平面・縦断図（竣工図）・・・・・・・・・・完了届出書と同じもの。

写真（公共柵）・・・・・・・・・・・・公共柵はアップしたものと位置がわかるように全景を含めたもの撮影し、提出すること。

○道路工事しゅん工届

下記の添付資料を提出すること。

位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・完了届出書と同じもの。

写真（着工前・竣工後・状況写真）・・・・着工前・竣工後写真、工事状況写真を提出すること。道路占用を申請した箇所については別途本復旧を含めた写真を別途提出すること。

5. 竣工検査

工事完了後に現地にて実施検査を行う。検査内容については以下の通りとします。

- テープ等による延長検測（造成工事等のみ）
- 管内観測鏡による管路の通り検査（水を流す）
- マンホール内の目視検査（設置箇所すべて）
- 公共柵内の目視検査（水を流す）

※検査に必要な資機材等は施工業者にて準備すること。

※舗装工事を他工事と併せて実施する等で本復旧に時間を要する場合は舗装前に検査を実施する。

※宅地造成等の場合は本舗装実施前に検査を実施する。